



○角屋委員 先ほども触れましたように、消費者保護基本法の国会における四十三年の段階の処理の場合に、物価問題等特別委員会において衆参両院でそれぞれ附帯決議が付けられた中に、「農林物資規格法については、輸入物資を含めて対象品目を拡大するとともに、日本農林規格の品質基準の拡大ないし等級別基準の設定、表示制度の充実、表示方法の明確化をはかること。」これに関連して今回の一部改正法案が出てきたと承知しておるわけですが、さらに同時に附帯決議の中では、「食品衛生法、栄養改善法、農林物資規格法、不当景品類及び不当表示防止法を通じて食品の表示制度が海外諸国に比しても立ち遅れており、かつ、最近の消費生活の実態にも適合しなくなっていることにかんがみ、統一的な観点から食品の表示に関する制度のあり方とその運用について根本的な再検討を早急に行なうこと。」というわけで、当面の農林物資規格法についての改正問題と長期展望に立つた統一的な観点からの食品の表示に関する制度のあり方とその運用についての根本的な再検討の問題が政府に課せられておるわけでありませう。

そこで、今回の農林物資規格法を出すまでの段階を見てまいりますと、たとえ国民生活審議会からの注文がつかなくとも、あるいは農林省、厚生省あるいは公取というところでそれぞれ意見の調整をはかる、その産業界に経済企画庁が中心になって調整をはかる、こういう経緯がございました。この経緯の中では、特に公正取引委員会等からいろいろ意見が出ておったというふうな承知をしておるわけですが、経済企画庁のほうにこの法律を出すまでの調整経過について若干御説明を願いたいと思います。

○矢野政府委員 先ほど先生が言われました物価特別委員会の決議に基づきまして、それぞれ所管省でその方向に沿って問題を進め、その一つとして今度農林省から農林物資規格法の改正が出たわけですが、その過程におきまして、いま御指摘のように食品の危害防止と表示の適正化、こ

れに関しまして農林物資規格法あるいは景表法あるいは食品衛生法、こうしてそれぞれの法律が関連いたしますので、この点につきましては、経済企画庁が中心になりました。現在各省間の調整を引き続き行なっております。これは表示の問題と危険の防止、これをどういうふうに統一していくか、その点につきまして現在のそれぞれ所管の法律があるわけですが、この法律をどう相互に連携して運用していくか、それによってばらばらになつたりすることがないように、どうしていったらいいかというのを、現在、具体的に詰めております。この法律の作成の過程におきましても、たとえば農林物資規格法と景表法、まあそれぞれ表示の問題であります、この点も農林物資規格法で、今度の改正案では、表示が義務づけられることになつておるわけですが、たとえば、それに対する罰則の問題につきまして、農林物資規格法のほうでは、これが守られない場合には公表するという規定がございます。さらに、景表法との関連では、もしこれが守られない場合に、景表法のほうの不当表示の二つの基準がこちらにもできることになりませうので、景表法の罰則の適用にもこれが連携がとれる。そういう関連で現在まで検討し、詰めてまいつたわけでありませう。

なお、先ほど申しましたように、危害の防止との関連につきましては、現在、引き続き検討し、なるべく早急に結論を出したい、かように考えております。

○角屋委員 これはさらに経済企画庁のほうにもう一点お伺いしておきたいんですが、これは食品規格の統一の問題と関連して、本法の改正の今後問題の中で、農林、厚生あるいは公取委、こういうところでの運営上の覚え書きというふうなもの、内面指導としてなされているというふうな承知しておるわけですが、それはそういうふうな受け取つてよろしゅうございませうか。

○矢野政府委員 それぞれ関連の三省におきまして、連携を密にしてやっていくという覚え書きをかわしております。

○角屋委員 この食品規格あるいは表示の統一方向のこれからのいわば、物特の附帯決議にも関連しますけれども、プログラムの問題であります。当、農林物資規格法の一部改正が発足するといいたしますと、この一部改正の問題については、やはり若間では、農林省の独走ではないか。今後の統一の方向について逆に支障にならないか。あるいは、混乱をもたらすことにならないかというふうな御意見等もあるわけでありませうけれども、今後のこの表示の統一方向のプログラムを具体的にどう進めようかと政府としておられるのか、この辺のところについて、これは大臣からお答えを願いたいと思つておる。

○倉石国務大臣 食品行政の統一につきましては、物特の附帯決議もございませうし、このことにつきましては、ただいまここで企画庁からもお話しがございましたように、企画庁が主になりまして、食品行政検討会を持たれるわけでありませう。農林省といいたしましては、積極的にこれに参加をいたしました。その結論も、その結論に従つて、措置をいたしてまいりたいというたてまえでございませうが、そういう結論の出ますまでも、やはり毎日行政が行なわれておるわけでありませう。その間、できるだけ一般の期待に沿うように行政を進めてまいらなければなりませんので、今回の法律案は、そういう趣旨でお願いをいたしておるのであります。いま申し上げました政府内部の結論が出ましたならば、十分それを尊重いたしまして、処置をいたしてまいりたい、このように考えております。

○角屋委員 消費者保護基本法の四十三年五月の制定とともに、国民生活優先の原則に立つた消費者保護ということが非常に大きな政治的課題になつてきているわけでありませうが、そういう立場から、消費者保護の強化の問題として、食品の問題については、先ほどもお触れになりましたように規格の適正化、表示の適正化、公正、自由を競争の確保というふうな問題が、国の責務としてこ

れから推進をされていかなければならぬ。その項目の中で、規格の適正化なりあるいは表示の適正化の問題として、この統一の問題に先行して、農林物資規格法の一部改正が今回提案をされる、こういう形になつておるわけでありませうけれども、その場合に、消費者保護の立場から申しますと、いふと、本改正案の運営の問題にあつては、何といつても、消費者保護という立場から十分な組織運営がはかられるかどうかということが今後の一つの問題であります。いままで規格に入つておるもの、新しく追加でさらにやつていかなければならぬ問題、また、運営の適正を期するということについては、当然、国自身としても、あるいはこれは地方自治体にも関連がございませうけれども、組織運営の体制を整備していかなければならぬという問題が当然ございませう。農林省としては、特に参議院で通過が予想されておりますところの農林省設置法の一部改正において、いわゆる輸出品検査所をこれに活用していかうという考え方を法案として出しておるわけでありませうけれども、長期展望に立ちますと、いわゆる農林経済局の企業流通部におけるところの組織の担当がございませうが、さらに、第一線の組織としては、農政局関係の活用を一体どうしていくのか。さらに、輸出品検査所というタイトルにおいてJASへの活用といたことが将来ともそういう形でのいのかどうかという問題も含めて、機構運営の問題についてこれから、当面のすべり出しはすべり出しとして、今後どういう方向で組織運営の整備をはかつていくかという点が、やはり一つの重要な問題だろうと思つておるんですが、これらについての大臣の御考えをお聞きしておきたいと思つておる。

○倉石国務大臣 ただいまお話しのごさいます問題、私ども、御了承を得られませんでしたらば、この法律が制定されまして、運用されるわけでありませうが、このJAS制度の運用にあたりましては、いまお話しのごさいます規格設定のために基礎的な調査研究から、それから後の自後の監視に至るまで、本省の関係各局はもとより、食糧研

研究所、それから水産研究所といったような付属研究機関の知識を活用したことはもちろんであり、輸出品の検査所による市販品買上げテストなどの実施等によりまして、農林省の各機関がいま協力しておるわけでありまして、今後ともこの考え方に立ちまわして、施策の充実をはかっていると考えております。特に監視体制につきましましては、当面は、いまお話しした輸検の活用で対処し得ると考えますけれども、今後食品行政の内容が逐次充実してまいりますので、お話ししたように、われわれのほうの体制も強化していかなければならぬ、このように考えております。

○角屋委員 農林省の第一線の機構としての農政局というものは、大体、どういったタッチのしかたになりましようか。

○小暮政府委員 地方農政局には、ただいま農林経済局の所掌事務を直接第一線で分担いたしますために、経済課という課がございまして、この中に消費経済課というものを設けております。これが各県の担当並びに農林省出先の各種機関と連携を保ちながら、消費者行政の推進に農政局の立場から参加するという形に相なっております。

○角屋委員 これは消費者保護基本法の立場から見ましても、国、地方自治体がともどもに所要の責任分担をしなればならぬわけですが、本問題の運営で地方自治体の関係はどういう機構指導の形になりましようか。

○小暮政府委員 農林物資規格法の運用上は、品目によりまして農林省の出先機関である食糧事務所が分担いたします部分と、関係の都道府県が分担いたします部分とがございまして、これは直接農産物を格づけするといったような分野で都道府県が規格の問題に参加する部分とがございまして、それ以外の消費者行政一般につきましては、御承知のように、たとえば二十都市にモニター制度を設けるといふようなことを私どものほうもいたしておりますが、こういったものをそれぞれの所在の都道府県も私どもと一緒にこれらの制度の運営に当たるといふような形に相なっております。

○角屋委員 いま局長からお話のありましたモニター制度の問題については、消費者の意見の反映という形では、単に農林省の場合のみならず、公正取引委員会あるいは経済企画庁あるいは通産省と、いろいろなそれぞれの省の関係で、たとえば公正取引委員会あるいは消費生活モニターという形で約六千名近い陣容を持つておる。あるいは公正取引委員会も消費者モニターという形で、現状はどの程度になつておるか知りませんが、約六百名くらいのモニター制度を持つておると承知しております。さらに農林省は食料品消費モニターという形で、昨日も御説明がございましたが、約千二百名くらいの陣容のもを持つておるといふふうに承知しております。その他、通産省でも消費生活改善監視員という形でモニター的なものを持つておる。あるいは同時に計量の適正化という問題で計量モニターを持つておるといふ形で、消費者意見の反映としてモニター制度というものがあつてあります。モニター制度の総合的な連携、それによるところの消費者意見の集約ということには非常に必要だと思つておりますが、経済企画庁として、公取あるいは経済企画庁あるいは農林省その他各省の消費者保護の立場からのモニター制度というものの連携あるいは総合的な活用というものをどういふふう調整としてお考えのされたいのか、これは各省に御一任ということなのか、その辺のところの調整役としてのお考えを聞いておきたいと思つております。

○矢野政府委員 ただいま御指摘のように、各省でそれぞれ目的を持ちましてモニター制度が行なわれておるわけがございまして、それぞれのモニターの相互の連携につきましましては、現在企画庁がやはり中心になりまして各省間に消費者行政連絡会議を持つております。そこで相互にそのモニターの活用のしかた、あるいはモニターを通じて上がつてまいりました情報等について相互に交流をはかり、またそれに基づき意見の調整あるいは行政の上でそれを役立てていくための相互の連絡調整をはかつてやつておるやうにしております。また、現在各地方の自治体に消費生活センターの設置が進んでおります。これも物価特別委員会の決議にもございまして、それに基づきまして経済企画庁では四十四年度からその建物に対する補助をし、本年度も引き続きやる予定であり、大体四十六年度に全都道府県出そろふことになつております。さらに本年度は、すでに衆議院を通過いたしました国民生活センターを設置する手はずになつておるやうなところで、こうしたところも一つの大きな場になりました。そうしたモニターから上がつてまいりますいろいろな意見に基づき、またこうしたセンターの活用を通じて、消費者保護の観点からそれぞれ十分連絡協同体制をとつていくように取り運んでおります。

○角屋委員 今回の改正のポイント第十九条の二、三、四というところが重要なポイントだと思つております。同時に本法案の運営の立場から農林物資規格調査会の改組をいふばやるといふふうに第三条、第四条、第五条の関係でなるわけがありますけれども、農林物資規格調査会の従来のいわゆる各セクション別の運営というものを、新しい改組にあつては輸入品が入つてくる、あるいは食品を中心とする新しい追加を考えなければならぬというふうな問題、あるいは規格についてはこの調査会にかけなければならぬという新しい明定とも関連して、従来の運営の実態から、新しい今後の改組の構想についてはどういふ運営のしかたをやつていくかという基本的な考え方に承つておきたいと思つております。

○倉石国務大臣 農林物資規格調査会の加工食品部会が直接関係になります。この構成及び運営につきましては、従来は具体的な規格案につきまして専門的な意見を聞くという考え方に立つてこれを構成いたしておる、運営いたしてまいつたのでありますが、最近における食品問題の重要性にかんがみまして、農林省の食品行政に消費者の声を十分反映させたいと思つて、広くJAS制度運営の基本について学識者の意見を聴取いたしたい、こういうことも考えておるわけでありま

す。そういう観点から消費者代表を多く加えるなどその構成と運営を改めておるわけでありまして、本法案の運営にあたりまして、このように方針を踏襲いたしてまいりたい、このように一応考えておるわけがございまして。

○角屋委員 局長のほうから、従来のセクションの運営を新しい改組にあつてはどうかというやり方をやつていくのか、これを簡潔に御説明願いたいと思つております。

○小暮政府委員 これまでは、ただいま大臣からお話がありましたように、規格の原案を農林省の責任でつくりまして、その規格の原案そのものをきわめて専門的に審議してもらつたという考え方が基本でございました。したがって、委員の中に私をはじめとした関係の役人も入つておる。もちろん試験場の専門の諸君も入つておるといふ形で、どちらかと申しますと担当の職員並びに専門の技術者という数が増えまして多量といふ形がございました。それで、それぞれに部会を設けてまして、農産物あるいは加工食品について規格の審議をいたしておたわけでありまして、この法律が通りますと、表示の義務づけといふ新しい仕事を私どもこの法律に基づいてやることになりま

すので、従来より、単に自主的な規格をそこで設けるといふ専門的な観点からの検討だけでは適当でないといふふうになりますので、広く学識者並びに消費者代表、あるいはその他各般の広い範囲から委員を選びまして、品目の選定の問題、さらにJAS制度そのものの運用の問題について常時御審議をいただきながら、あわせて具体的な規格の問題についてそれぞれ専門的な検討をいたしたい、かように考えておるわけがござい

も、農林省の経済局としては、その指導のもとに、従来、食品工業対策懇談会というふうな組織をつくって、食品工業の近代化問題あるいは流通技術の近代化問題というものをいろいろ検討されて、ある場合には中間報告、あるいはある場合にはその結果の報告というものを、私も資料をもらっています、やってきましたわけでありませう。その問題で、食品工業の現状をどういうふうな把握をし、また、今後の近代化あるいは整備のため、どういふふうな点に手を加えなければならぬかということが、単に形式的なJAS法の運営ばかりではなしに、その対象になる食品工業あるいは加工食品のりっぱなものができてくるという問題が重要だろと思うのですが、その辺のところについてはどういふ見解を持っておられるか、簡単に伺いしてみたいと思ひます。

○小暮政府委員 武田誠三氏を会長として、食品工業の近代化、合理化の方途を見出そうということで、研究会活動を過去二年続けております。これは今後も継続するつもりであります。

食品加工工業におきましては、私どもの現在の問題意識は、一つは、原料調達の問題で、食品加工工業の場合には企業の実態が大きく左右されるという問題がございます。これを、農林行政の角度から、安定した良質の原料を供給するという問題、さらに、生産者団体との連携のもとに、安定した形で原料を入手するという問題、そういう原料調達面で、農政上打つべき手が多々あるはずだ、これらの点を逐次改善してまいりたいというのが第一点でございます。

それから第二点は、国内の農産物を原料として行ないます食品加工工業は、原料が全国各地に散在いたしておりますことから、逆に、中小企業としてのメリットがあるというところで、これまでも中小企業の形で発達してまいりました。この形は、今後とも長く続くとおぼしめます。ただ、中小企業に固有の労賃の問題その他、さまざまなかの中小企業形態から発生します困難がございます。この点については、共通の目的のために、技術の開発あるいは

共通の問題を処理するために、食品産業センターというものを、ことし予算で農林経済局としてはお願ひしておりますが、こういふもので中小企業のマイナスを補完しながら中小企業としての企業の合理化をはかってまいりたい。

第三点は、輸入の原料を主として使います巨大な形で食品加工工業というものが次第にふえてまいっております。これらのものにつきましては、えきさの問題あるいは食物油脂の問題、あるいは製粉、製糖といったような問題がそれぞればらばらに発達してまいりますよりは、臨海工業地帯の合理的な設定というふうなものを通じまして、合理的な形で食品産業が臨海地帯に近代化的な形で発達することが必要であらうと思ひますので、これらの問題につきましても、立地部会等をつけて、ただいま鋭意検討いたしております。

○角屋委員 この食品加工工業の問題では、貿易の自由化問題あるいは資本の自由化問題という今後の方向と関連をして、大体、世間の常識上からも、食品加工工業はやはり成長産業の一つであろうというところで、外資の導入問題というふうなものが今後増加の傾向を持つてくるんじゃないかという判断がされるわけでありませうけれども、食品加工工業における現状の外資の導入あるいは今後の外資の導入に対するいわば猶どめというものについて、農林省としてはどういふふうな考へておられるのか、その点ひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 原料だけまらず申し上げます。農林省所管の食品関係の業種で、資本自由化されております業種は、現在二十一業種でございます。そのうち十五業種が、例の五〇％資本比率という形でございます。第一類の自由化でございます。六業種が第二類の業種に相なっております。なお、食品分野で外資が進出しておりますのは、御承知のように、インスタントコーヒーとか清涼飲料のような、食生活の変化に伴って新たに

出てまいりましたような食品形態のものが大部分でございます。

○倉石國務大臣 資本の自由化につきましては、御存じのように、わが国はOECDの加盟国でございます。そういう国際的な義務もございませうし、食品関係の分野につきましても、基本的にはいわゆる前向きな姿勢でこれに取り組む必要があるわけでございますが、食品工業は、たゞいまお話のございましたように、零細企業の多い分野でございますので、資本自由化によって急激な影響を受けまいように、今後とも業界の近代化を積極的に進めるなど、施策の充実強化につとめてまいりたい、このように考へております。

○角屋委員 いままで、JASの対象品目あるいは規格数というものについては、資料でも明らかのように、五十四品目、三百三規格というところで、これは現状からいたしますと非常に立ちおくれておる。したがって、早急に新規にJASの設定を検討する品目例として、きのうも質問に答えておられました、大体四、五十のものを設定して速急にやりたいというふうな御方針のようでございます。これは現在の組織、運営の体制から見ると十分効果はあげられるというふうな形に判断をしてよろしいのでございませうか。今後新規にJASの設定を検討する品目の内容、その受け入れ体制というものについて説明をお願いいたします。

○小暮政府委員 昨日も、今後四、五年間にさらに四十ないし五十の品目についてJAS規格を設定したいという私どもの考へ方を申し上げましたが、現在は五十四品目でございませうが、規格

としては三百三規格になるわけでございます。したがって、四十ないし五十の品目について今後数年かけて規格を設定いたしますことは、実はかなりたいへんな仕事であるというふうな内心思っております。ただ、JAS制度発足以来非常に長い経験がございませうので、従来一つの品目について三ないし四の規格を設定するのにおおむね二年の検討を必要としておりましたけれども、これまでの検討の蓄積を活用することによって、従来よりももう少しスピードアップすることができるといふふうな考へております。

なお、四十五年度に特に設定を検討しております品目は、冷凍食品、即席食品のうちの粉末飲料、アイスクリーム類、チーズ、つけもの、食酢、かまぼこ、ウニびん詰め、それから、食品でございますが、足場板用の合板といったようなものについて、たゞいま年度内に規格を設定したいということで具体的な検討が進んでおります。

○角屋委員 新規にJASの設定を検討する品目の内容を見ますと、冷凍食品あるいは水産調味加工品から穀粉類、でん粉類、めん類あるいは農産つけもの類あるいはインスタント食品、さらにはパン、ビスケット、お茶から調味料というように広範にわたつておるわけですが、清涼飲料との関係で物特でもしばしば議論になります。コーラの問題は、これらの中では入れて取り扱つていく方針なのか、これは対アメリカの関係等で中に入つてこないのか、この考へ方について承つておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 清涼飲料も私どもの検討の全体の課題の中に入つておりますけれども、ただ、たゞいま御指摘のような特殊な食品につきましては、それぞれ企業ごとにさまざまなくふうをしております。嗜好品の要素のあるものでございませうので、これは農林物資規格法の観点からの統一規格という問題には比較的近い問題ではないかというふうな考へております。

みにくいという理由でコココーラについては今後ともこの対象に入れないという考え方をなすか。おかしじやないですか。

○小事故府委員 私どももいたしましては、果汁等についての規格の内容の充実ということのほうを先にやり遂げたいと考えておまして、御指摘の品目につきましては相当時間をかけて、先の問題であるというふうに考えております。

○角屋委員 いま一般の消費の中におけるシエラはどれぐらに農林省としては見ておられるわけですか。コココーラの消費のシエラの問題をどういうふうに見ておられるわけですか。

○小事故府委員 コーラ性飲料の中のおおむね五割以上を占めておると思います。

○角屋委員 私、いまちようど手持ちのあれを使っておりますが、これは相当宣伝等も資力を使っておりますが、シエラとしては相当上回っているんじゃないかというふうに思います。大臣にちよつとお伺いしたいのですけれども、物価対策特別委員会でもコココーラの問題は保健上の問題としての議論もありますし、あるいはこれは他の飲料水との関係で、原価はそうたいしてかかっていないのに、原価から見れば利潤を相当膨大に得ておられるわけですね。そういう問題等も関連して、当然これからの規格の中ではこれも含めて今後検討されるというふうにならぬかという判断をしておられるわけですが、いかがでございますか。

○倉石国務大臣 先ほど経済局長からも、いまやる場合になじみにくい、こういうお答えをいたしたわけでありまして、私どももいたしましては、これについて十分検討いたしまして対処してまいりたい、こう思っているわけでありまして、

○角屋委員 きょうは厚生省からは担当課長でしかたかぬ。

○草野委員長 鶴淵食品衛生課長です。

○角屋委員 これは食品衛生法の関連で、物特でもコココーラの問題その他議論もありましたが、厚生省のほうは食品衛生法との関係で、現状においてこの問題についてどういふ処理

をしておられるか、ちよつと厚生省のほうから伺いたいと思います。

○鶴淵説明員 コーラ飲料につきましては、内容成分の検査を国立衛生試験所のほうでいたしまして、分析をいたしまして、内容物、特にカフェインあるいは糖酸について食品衛生調査会の部会に御相談申し上げまして、大体基準化をするという方向でいま検討中でございます。

○角屋委員 今回の改正の中心のポイントは十九条の二、三、四だと思っておりますけれども、この格別の問題に関連して、たとえば「改善命令等」の規定の十九条の二、あるいは「製造業者等」の規定の十九条の三、さらには「表示に関する指示等」の十九条の四、こういう規定が新設あるいは強化されたわけでございますけれども、この問題については、実際上の法案をまとめるまで、いわゆる調整の過程で、論議の過程で公取との問題が出たと思っております。この際、公正取引委員会も御出席願っております。この際、相互の連携を今後どういふふうにならぬかと、相互の連携を今後どういふふうにならぬかと、例の景表法第四条の、いわば不当表示を禁止しようとする措置との関連の問題も当然出てくるわけですが、今後の運営の問題に関連して、公正取引委員会から御見解を承つておきたいと思っております。

○坂本説明員 公正取引委員会といたしましては、景品表示法に基づきまして、対象が農林物資であるといふことを問わず、消費者の正しい商品の選択を促進するために商品等の不当表示の規制を行なっているわけでございます。それによつて一般消費者の利益を保護する、こういう役割りを遂行しつつあるわけでございます。これに對して農林物資規格法は、農林物資の規格を制定しまして、これを普及させる、それによつて農林物資の品質の向上をはかるといふことを目的とするものというふうにならぬかというのを目的としますが、この法律が成立した際には、公正取引委員会といたしましては農林省と緊密な連携をとつて、不都合な摩擦などが起こらないように対処し

てまいりたいというふうにならぬかと存じます。ただ、法案の二十二条でございますが、この法律の規定は景品表示法の「適用を排除するものと解してはならない」というふうな規定もございまして、私どもの景品表示法の四條で不当な表示の規制に関する規定がございまして、この規定に該当するような条件がございすれば、これは公取としても当然やらなければならぬ任務がございするもので、その点はこの第四条の規定に該当するかどうか、その辺を十分検討して対処してまいりたいというふうに考えております。

○角屋委員 大臣、肝心なところでちよつと間をあけられたわけですが、いまわが党の同僚委員からも意見が出ておりました。コココーラに限りませぬけれども、特に私コココーラという問題を出すのですが、今度はこのJASの法案では輸入品も含めてコントロールしようという前提に立つておられる改正の趣旨からいって、またコココーラが飲料の中で占めておられるシエラの増大という傾向から見ても、これは国内のやはり食品加工の関係者の利益を守るといふ立場も含めて、本法案でも今後JASの対象にする検討を進めて、すみやかにそういう実現の方向にいくということも当然考えられてはどうかと思っております。その点は大臣としてはどういふふうにお考えか、さらにもう一度お伺いしておきたいと思っております。

○倉石国務大臣 清涼飲料の規格設定の問題につきましては、表示の問題を含めまして早急に検討させたいと存じます。

なお、先ほど来お話のございましたコココーラに表示義務を課することにつきましては同じように早急に検討させたいと存じます。

○角屋委員 きょうの同僚の長谷部君が大臣に對する御質問といたしましては、私はこの程度で終わらしていただきます。(拍手)

○草野委員長 関連として長谷部君。

○長谷部委員 きょうの大臣に對する質問を保留しておりましたので、二点だけお尋ねをいたしたい、こう思うわけでありまして、

その第一点は、今回のJAS法の改正に對して公取なり厚生省のほうでは、いわゆる農林省の独走である、したがって今後の統一食品法の制定に混乱を来たす結果になるんじゃないか、そういう批判があるというのを承つておられるわけでありまして、したがって、この際私には統一食品法、なるほど理想的でございますが、それまでにはかなりの時間がかかると思っております。したがって、それまで待つておるといふことは消費者のためにもならぬと思っております。したがって、JAS法の改正については先にやつてもよろしいものだと考えますけれども、同じ政府部内にそういう批判がある、あるいは異論があるというところは問題だと思っております。その辺の調整をどういふふうにお考えか、それからまた統一食品法の制定に對して大臣はどのような見解を持っておられるのか、これが一つでございます。

○倉石国務大臣 お話のございましたような経過でございますが、またお述べになりました御意見、私どもも全く同感でございます。この法案につきましては前の通常国会に提案いたしました際、農林省原案にいろいろな修正を加えたわけでありまして、そうして閣議におきまして各省の意見が一致をいたしました上で提案されたものでございまして、今回の提案にあたりましては、各省ともこれを了承いたしておる次第でございます。それから前通常国会に提案するにあたりましては各省の調整の段階で、国民生活審議会消費者保護部会などから意見もございましたが、この法案はその意見に従いまして農林省原案を再検討して所要の修正を加えた上で提案されておるのでございまして、

第二点につきましては先ほどもお答えいたしました、ただいま長谷部君のお話にもございましたように、私どもは、企画庁が中心になりました検討を進めるといふことになっておりますの

で、それに積極的協力をお願いして、その結論が出ましたならば、それを尊重して善処いたしてまいりたい、こう思っておりますわけでありすが、その間におきましてもやはり行政をなさいしるにすることはよくないことであると存じますので、農林省として今回の法案を提出いたした次第であります。

○長谷部委員 それから第二点は十四条の二項にかかわる問題であります、登録格づけの機関は農林大臣の承認を受けることになって行なわれるわけでありすが、ところがこの内容を見ますと、農林省の本庁並びに出先機関あるいは都道府県の地方公共団体、こういうだれが見ましても第三者機関と目されるものに登録格づけが行なわれるのが公正だと思っております。しかるに、この登録格づけ機関の中には、いわゆる当該農林物資を製造あるいは加工するあるいはそういう仕事に従事してある団体も登録格づけ機関になり得る、こういう仕組みになっております。たとえばかん詰めならかん詰めの製造メーカーの連合会、こういうものも登録格づけ機関になっておる。むしろそういう業者団体が多いように見受けられるわけでありすが、そこで私はこういう自分たちがつくつたものを自分たちが格づけをするということではいわずに第三者機関としての性格を果たせるものかどうか、きわめて疑問にたえないわけでありすが、私の意見はむしろこういう登録格づけ機関は、政府関係職員あるいは地方公共団体の職員、こういう者の手によって行なうのが一番の理想的な姿ではないか、こういううまいに考えおるわけでありすが、これに対して御見解を承りたい、こう思うわけでありすが。

○倉石國務大臣 ただいまのお話しのございませぬ、農林物資規格調査会の議を経て、農林大臣の定める分析検査の方法に従って機械的に行なわれるものである、こういうことになっておるわけでありすが、したがって、検査機関のわがままな意思が入り込むようにはなつておらないわけでありすが、格づけ機関の登録にあたりましては、

は、営利を目的としない法人であること、それから第二は格づけのため十分な設備と人員を有していることなどの要件に適合するものに限つて行なうことといたして、きびしく規制をいたして行なうわけでありまして、さらにまた改正法におきましては、この要件を一そうきびしくすることといたしておられますので、登録格づけ機関が格づけを担当するからといって、格づけが信頼できないということではないのではないかと、このように考へておられます。しかしながら、農林省としても格づけの厳正、一その完ぺきを期するために、最近におきましては、JASマークが張られ、市販される製品について、農林省の機関でございませぬ、先ほどお話しした輸出検査所が買上げテストを行なつておられます。この結果に基づいて、登録格づけ機関の指導、監督につとめておるわけでありまして、この面からも、公正かつ適切に格づけが行なわれるように指導してまいりたい、このように思つておられます。

○長谷部委員 お約束の時間でございますから、これで終わります。

○農野委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農林物資規格法の一部を改正する法律案について、農林大臣並びに関係当局にお尋ねをいたします。

本改正案は、昭和四十三年消費者保護基本法の制定と、その際付せられたところの消費者保護の強化に関する件に附帯決議により、政府に対する要請を実現するために、国民生活上必要な農林物資を中心に、従来の規格が、食品工業等の健全な発展に重点が置かれて制定されてきたものを、消費者保護のため品質表示を適正化して、消費者が選択しやすいようにするなど改正されて提案されておられますが、まず最初に確認をいたしたいことは、この格づけ方法の統一ということ、今回の改正案の最大の目的でありますところの品質に関する表示の制度、すなわち品質表示の基準というものについてお尋ねをいたしたいわけでありませぬ。

言ひまでもなく、品質の表示の標準というものは、品目、内容その他ございませぬが、略語の問題とか、まぎらわしい表現等の禁止というような問題等があるわけございませぬが、この点について最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小暮政府委員 今回のこの法律で表示を義務づける権限を政府に与えていたわけでございませぬが、その際の表示の基準につきましては、一般消費者が農林物資の購入に際して、希望する商品が的確かつ容易に選択できるように表示しなればならないというように考へますので、わかりにくい略語等は、原則としてこれを採用しない、また貯蔵方法等につきましても明記するというふうな消費者の選択並びに消費者の購買活動に対する保護という目的が十分発揮できるように表示の基準をつくりたいというように考へておられます。

○瀬野委員 さらに等級という問題について、今回の改正で規定はなくなつたわけでございませぬが、必要に応じて等級を設けるといふことは差しつかえないという解釈だと思ひます。そこで品質の基準の内容である等級について、大衆物資に対する関心を上級品に誘導するという結果におちいるというように憂ひがあるわけでございませぬが、和洋酒類などの製品は、すべて等級をつけることが従来から親切であるとされておりましたし、等級を設けることが、本制度の真の姿であるという意見もあるわけでございませぬが、この点について、政府の考へを明らかにしていただきたいと思います。

○小暮政府委員 JAS制度が、かつて原料農産物あるいは合板といったようなもので発足しました当時の構成としては、等級ということを法律でうたつておつたわけでございませぬが、その後加工食品等に仕事の重点が移行してまいりました。加工食品につきましても、規格によつて等級を示すというのではなく、むしろ品位、内容を明示するというのが規格の本旨でございませぬので、等級という表現はやめたわけでございませぬが、ただ消費者がかん詰め等の中を全然見られない、中を

見通すことのできない食品につきましても——中にたとえばモモが二つ割りで入つていのか、四つ割りで入つていのか、あるいは昨日も申しましたように、かま傷なり折損のないタケノコが入つていのか、そういういわばすそのものも入れて安いのをつくつたのか、そういうことがきわめて明快にわかるように表示する必要があるだろう、そういう意味で、統一品目について、幾つかの規格をつくるというところは、制度の目的から十分出てまいるといふふうには考へておられます。

○瀬野委員 次に、都道府県が行なうところの格づけにつきまして、従来各県が各々に条例で定めていたのが実情でございませぬが、これを改めまして、都道府県が行なう場合についても、今回省令で定める方法で統一して全国を一本にしようというものであり、これによつて格づけの検査の制度をそろえることになるとされておられますが、一例をあげますと、木炭の格づけのような場合に、従来自主検査というものをやっておりましたが、木炭も当然この対象になるわけでございませぬが、この場合に、果は条例を改正するということになると思ひますが、この検査手数料というものが従来どおりなのか、今後どういふふうにお考えられるのか、この点について明確にお伺ひいたしたいわけでございます。

○小暮政府委員 都道府県が関係しております品目は、比較的わずかでありませぬが、しかし、これらのものについて、各県それぞれ条例で規格のきめ方を定めるということではなしに、農林省の責任において全国統一の規格をつくるという趣旨でございませぬが、そのことのために何か二重の構造になつて、県の仕事が複雑になるといふことは一切ございませぬ。規格のきめ方を国の責任で明示するということでございます。したがって、本件改正との関連で手数料等が実質的にふえたりいたすことのないように関係県を十分指導いたしたいというふうに考へます。



になつておりますけれども、その中で木炭については、四十一年の登録で新潟県の木炭協会一つだけになっておりますが、今後各県の木炭協会等も、格づけ機関に登録するようになるのか、またこれについては、どういふふうになるのか、積極的に推進されるのか、これらのことについてお伺いしたいのであります。

○小暮政府委員 木炭の場合には、御承知のように、その生産を次第に縮小いたしてございまして、かつて木炭の非常に大きな生産高を占めておりました場合と同じような仕組みを各県が持つという事は、別の意味で経済的に無理があるかと思ひます。したがって、これらのものが、地域によつて逐次整理されることはやむを得ないというように考へております。ただ北海道等の例で申しますと、林産物の道管検査を昨年廃止いたしましたけれども、北海道林産物検査協会が登録格づけの仕事がわりするということになることで、実際の処理にいたしては、今後各県の実情を十分把握しながら適切な指導につとめたいと考へております。

○瀬野委員 次に、今回の改正で、輸入品についてもJASを適用することになつたわけでありまして、輸入港の倉庫から出庫するまでの間に、輸入業者の申請に基づいて検査、格づけをするということについては、昨日も問題が提起されて、一応了解をしたものでありますけれども、一度輸出した品物は、自国で検査をして出したものであります。実際に輸出の際に検査をして出したものと、検査をせずに出てくるものがあるわけでありまして、どちらがウエイトを占めておるか。また検査を自国でやつて輸出した場合の品物について再び輸入国で検査をし、格づけをするということ、業者としてはあまり喜ばないという点が心配されるわけでありまして、この点についての御見解を承りたいのであります。

○小暮政府委員 輸出国側は、やはりその国の産品の海外での声価の維持という観点から検査をい

たすわけでございます。輸入国側といたしましては、自分の国内の流通という角度から、これを国内法規に即してチェックするわけでございますので、これは入れるほうと出すほうと両方でそれぞれの立場から検査するということはやむを得ないと思ひます。

○瀬野委員 次に品質基準の水準についてお尋ねしておきたいと思ひます。現在のJAS製品のうち加工食品の規格、品質の基準の定め方としまして、加工食品の品質が順次向上しておることにかんがみまして、それに見合ったところの品質基準を検査の基準としておるわけでございます。したがって、JAS製品は全加工食品の平均的水準が若干それよりも高いということが言えるわけでございます。そこで最低の品質を保証すべきが現行の水準でいくか、一がいに判断のできないところでありまして、この点の見解はどういふふうになっておりますか、お伺いしたいのであります。

○小暮政府委員 加工食品の態様によりまして業界の姿勢もやや違ひがあるようでございまして、私どももきわめて積極的にこの問題と取り組んでおるといふふうに見ております。一、二の業界の例で申しますと、できるだけ多くの関係業者にJAS規格を守つてもらいたい、JAS規格に参加してもらいたい、こういう角度からはあまりにも高きを望まないほうがよいという要素が一つございまして、しかし品質そのものは次第に向上し、消費者の選択の利便に供するために格づけし表示するわけでございますから、時代の進展に伴つて内容を逐次上げていくという必要がございまして、そこで、できるだけ多くのものに参加させるためにかつてある規格をつくりまして、その後業界で切磋琢磨して、平均水準が上がつたというところを確認して、近く規格の内容をさらに向上したと考へておるような業界もございまして、こういったような形が望ましいのではないかとはいふうに考へております。

○瀬野委員 生鮮食品の取り扱ひについて一点

伺いたいと思ひますが、工場生産によつて生産される品目を中心になつておる関係で、JASとはあたかも加工品の規格であるというふうな印象を一般に与えております。今後それらの加工品と並んで果実の生鮮食品または水産物等いわゆるなま魚に対する規格化ということについてJAS規格の制定というものを今後検討する必要があると思ひます。この点の御見解はどういふふうになつておりますか。

○小暮政府委員 全くのなまものにつきますし、これを小売り段階の把握する形で規格化することは、昨日も申しましたように技術的に非常に無理がございまして、ただ今後の問題といたしましては、たとえば生産者団体等が本格的なパッケージの仕組みをこなすというふうな形が出てまいりまして、その包装規格といったようなものを軸といたしまして、消費者にその内容、量を安心して識別してもらつてというふうな問題が当然日程のぼつてくるかと思ひます。

それから冷凍食品につきましては、たゞいま特規格化について自主的な検討を始めておられまして、これも先ほど申しましたように、いきなり高い水準に一気に持ち込みます前に、ここ若干の期間協会が自主規格というものを先行しまして、その結果を見ながらできるだけ早い機会にその規格をつくりたいというふうな考へております。

○瀬野委員 認定工場制について一点お尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の改正で、十四条二項及び十五条の規定を新たに置くことによりまして、いわゆる認定工場制を法に明記されておりますが、この認定工場制によつて、従来からとかくいわれておりました零細企業が圧迫されるというふうな問題、不当に差別を受けるというふうな心配はないか、この点御見解をただしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 JAS規格の声価を維持いたしたためには、認定工場はかなり高い水準に到達

に考へます。しかし規格そのものにつきますと、中小企業も十分ついていけるような適切な規格をつくりまして、これについて指導いたしておるわけでございますので、この角度から中小企業が不当に圧迫されるという御心配は一切要らないと思ひます。

○瀬野委員 次は報告及び立ち入り検査の問題について一点お尋ねをいたしたいと思ひます。農林省は、ややもすると生産者側の味方になりまして、消費者のことをおぼろりにするといふ一部有力な消費者団体からの批判があつたことは、先日論議されたところでありまして、これらに意見を軽視することなく、監視を怠らないようにすることが今後肝要でございます。したがって、一般消費者等から法第二十一条等の申し出があつた場合に適切な処置を行なうようにすべきであることは当然であります。この法案が取り締まり法でないことから、農林省としても積極的に行なうことはできない面があるわけでございます。したがって、不当JAS製品があることを申し出た場合に、さらに進んで申し出る前に手を打つよう十分な態勢を整えていくことが肝要であると思ひます。

○小暮政府委員 全く御指摘のとおりにいたしたと考へておられます。今回農林省設置法の改正の際にも、輸出品検査所に工場に対する立ち入り検査、指導等の権限を明記いたすようにお願いいたしております。したがって、消費者からの通報に基づいて検査することはもちろんでございますけれども、そのほか私どものほうで計画を立てまして、輸出品検査所の業務に支障のない限り、できるだけ計画的に巡回検査並びに指導を行なうたいというふうに考へております。

○瀬野委員 次は大臣にお尋ねしたいのであります。ジュースの規格についてさつきもいろいろ触れられましたが、別な問題についてお尋ねします。最近のようにミカンが過剰生産の状態にござい

まして、御存じのように農業の今後の発展、園芸振興という見地からも、従来のジュースという観念を改めて、もちろんジュースにはいろいろ規格がございますが、生ジュースというものがジュースである。いわゆるミカンの生産が今後ますます過剰になってまいりますので、そういう濃厚ジュース等を今後つくるといふことを農林省も打ち出しておられますが、こうした消費者の概念というものを改めていくことが大事ではないか。そして園芸の振興をはかるなり、また消費者保護の見地からもきわめて重要であると指摘いたしましたのでありますが、この問題について農林大臣はどのように考えておられるかお伺いしたいのであります。

○倉石国務大臣 お話のございましたように、だんだん天然果汁がふえてまいるわけでございますが、果汁飲料につきましては、消費者保護の要請と果実の需要の拡大の見地から天然果汁と、果汁を用いた清涼飲料の区分をさらに明確にするという考え方に立ちまして現在JAS規格の改正を準備中でございます。

○瀬野委員 時間の制約があるそうでございますので、最後に大臣にもう一点お伺いしまして質問を終ることにいたしますが、本法は成立してしましてから二十年になろうとしておるわけでありますけれども、本制度の運用の実績というものは全く現在まで不毛に近いという世論の批判を受けている状態でございます。もし、真に消費者の保護を考へるのであれば、まず現行法のもとでその運用の強化をはかることが先決ではないか、このように私は思うわけであります。本来果たすべき行政責任を放てきまして、新たな行政分野に手を出すというようなことは本末転倒ではないかというように関係者の中でもいわれておりますが、最後に大臣から、本法の改正にあつての今後の考え方についてまとめて一点だけお伺いしたいのであります。

○倉石国務大臣 近年の加工食品の普及に伴ひまして、消費者が安心して購入できるように、また

適切な商品選択ができませんように、その規格と普及と表示の適正化に対する社会の要請が強まってきたことはしばしばお話ししたところであります。私もこのように思つては、農林省の重大な仕事の一つとして消費者行政が厳として存在しているわけであります。したがつて、そういう角度からさらに予算的にも人員的にも整備いたしまして、所期の目的を達成されるように努力してまいりたいと存じております。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○草野委員 他に質疑の申し出もありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○草野委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、これを許します。鶴岡洋君。

○鶴岡委員 私は、公明党を代表しまして、農林物資規格法の一部を改正する法律案に対し、次の理由により反対の態度を表明するものであります。

まず第一に、本法は農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化をはかり、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和二十五年に制定され、すでに二十年を経過しておりますが、本制度の運用の実績は十分な効果をもたらしたとは言えません。政府当局に、国民の健康と利益を大きく姿勢があるとするならば、まず現行法のもとでその運用の強化をはかり、消費者に対し前向きな姿勢を示すべきであると思つております。しかるに政府は本来果たすべき行政責任を放棄して、新たな行政分野に手を出そうとしていますが、これは決して得策とはいえないと思つております。

第二に、今回の改正案において表示の義務化、品質基準の高度化、多様化をはかるなどとりたつておりますが、このような取り締まり行政を産業助長行政をつかさどる農林省が担当すること自

体、私は納得できないのであります。アメリカにおきましては農務省と、それを監督する厚生教育福祉省の食品、医薬品局と明確に分けております。そのような点から考えましても、今回の改正が消費者の立場に立つたものとは思えないのであります。

第三に、現在わが国においては食品に関する表示の規制関係法律として独禁法、不当景品類及び不当表示防止法並びに食品衛生法がありますが、四十三年に消費者保護基本法が制定されて以来、これら関係法の抜本的整備、強化が要望されているにもかかわらず、本法改正案をもって既存の法体系に割り込んで表示制度を設けようとするのは、制度の統一化を害し、食品監督行政上の混乱を招くもの以外の何ものでもありません。

わが党は、食品監督行政に関する関係法を整理統合して、真に国民の健康と利益を確保していくことこそ急務であると考え、食品法を制定するよう推進してまいりたいと思つております。

以上、幾つかの理由により本法法律案について反対の意を表明し、討論を終わらせていただきます。

○草野委員長 これにて討論は終局いたしました。これより本案について採決いたします。

○草野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○草野委員長 この際、芳賀君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○芳賀委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、ただいま議決されました農林物資規格法の一部を改正する法

律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

農林物資規格法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、食料品に関する消費者保護が諸外国に比して立ち遅れている現状にかんがみ、左記各項のすみやかな実現を図るべきである。

記

一 食品の規格は、食品のもつての多面的な性格にかんがみ、その安全性、栄養性、嗜好性、経済性等を考慮して統一の観点から定めなければならない。従つて、すみやかに統一的食品規制の制度を検討し、そのさいは、食品の製造基準、表示方法等についてあらためて統一的に強化すること。

二 食品の規格および表示に関する制度および行政機構が分立しており、種々の問題を惹起していることにかんがみ、食品に関する本制度の運用にあつては、関係諸制度との連絡・調整を緊密に行ない、消費者の利益の保護に遺憾なきを期すること。

三 食品の品質および表示に関する監視体制が不備であることにかんがみ、政府の機構および人員を十分活用して、その充実を図ること。

四 本法により現在規格化されている食品のなかで、たとえば、果実飲料のJAS規格のように規格基準にないものも多く、原料生産者、消費者双方から苦情が寄せられているので、政府は、すみやかにすべての農林物資の規格基準について再検討し、その引上げを適切の措置をとること。

五 農林物資の生産の合理化、取引の単純公正化及び使用・消費の合理化のため、すみやかに生鮮食品及び加工食品の包装材料、包装単位、容器の大きさ、量目等の基準を整備し、その標準化に努めること。

六 添加物問題の重要性にかんがみ、JAS規



格の制定にあたっては、不必要な添加物の使用は、これを排除する方向で対処すること。右決議する。

以上であります。その趣旨につきましては委員各位の熱心なる質疑を通じて明らかにされておりますので、説明は省略させていただきます。何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます次第であります。(拍手)

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対し、別に御発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

芳賀貞君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、善処してまいりたいと存じます。

○草野委員長 なお、ただいま可決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○草野委員長 次回は、来たる十一日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

昭和四十五年五月十八日印刷

昭和四十五年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局